

那珂川市地域防災計画

原子力災害対策編

令和7年2月

那珂川市防災会議

第1章 総 則	1
第1節 原子力災害対策編の目的	3
第2節 計画の性格	4
第3節 計画の周知徹底	4
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	5
第5節 原子力災害対策重点区域の範囲	5
第6節 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路	7
第7節 原子力施設の状態に応じた予防的防護措置等の実施	9
第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の予防的防護措置の実施	10
第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	12
第2章 災害予防計画	19
第1節 即応体制の整備	21
第2節 情報の収集・伝達体制等の整備	22
第3節 市民等への情報伝達体制の整備	23
第4節 緊急輸送体制の整備	24
第5節 避難受入れ活動体制の整備	24
第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	25
第7節 防災業務関係者への研修	25
第8節 原子力防災に関する市民等への知識の普及と啓発	26
第3章 災害応急対策計画	27
第1節 即応体制の確立	29
第2節 緊急時モニタリング活動	42
第3節 市民等への的確な情報提供活動	43
第4節 救助・救急及び医療活動	46
第5節 屋内退避・避難等の予防的防護措置	46
第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等	49
第7節 治安の確保及び火災の予防	51
第8節 文教対策の実施	52
第4章 災害復旧計画	55
第1節 被災者の生活再建等の支援	57
第2節 風評被害等の影響の軽減	59

第1章 総 則

- 第1節 原子力災害対策編の目的
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画の周知徹底
- 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針
- 第5節 原子力災害対策重点区域の範囲
- 第6節 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路
- 第7節 原子力施設の状態に応じた予防的防護措置等の実施
- 第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の予防的防護措置
の実施
- 第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1節 原子力災害対策編の目的

第1 計画の目的

県内には原子力施設は存在しないが、那珂川市においては最も近距離に位置する佐賀県玄海原子力発電所で、平成23年3月11日の東日本大震災により福島県で発生した福島第一原子力発電所の事故による原子力災害と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられる。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）の主旨に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県等の防災関係機関がとるべき措置を定め、原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくや汚染の程度を直ちに把握することができないため、地震災害等と異なり、市民等が自らの状況を正確に把握し、判断・行動することは極めて困難である。また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。

この計画は、このような原子力災害の特殊性にかんがみ、市民等に対する適切な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立等、所要の措置を定めるものとする。

第2節 計画の性格

第1 市域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定したものである。

市が県をはじめとした関係機関等と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について現時点で実施可能な措置を定め、総合的かつ計画的な業務を遂行することによって、市民の不安を解消し、安全安心な生活を確保することを目的とする。

第2 市における他の災害対策との整合性

この計画は、「那珂川市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、本編に定めるもの以外に必要な事節は、他編の各章・各節に準じた対策を講じる。

また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しては、本編に準じて措置する。

第3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市及び防災関係機関の職員に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。

また、市及び防災関係機関の職員は、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の策定又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）を遵守する。

第5節 原子力災害対策重点区域の範囲

第1 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、市民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。

その際、市民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、市民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。

また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

そのため、指針では、発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域について、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められている。

1. 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、緊急時活動レベル（「Emergency Action Level」以下「E A L」という。）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放射量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。

発電用原子炉施設に係る P A Z の具体的な範囲については、国際原子力機関（「International Atomic Energy Agency」以下「I A E A」という。）の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から3～5 k mの間で設定すること（5 k mを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 k m」を目安とする。

2. 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

U P Z とは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、空中放射線や環境試料中の放射線物質の濃度等の原則測定可能な値で表わされる運用上の介入レベル（「Operational Intervention Level」以下「O I L」という。）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。

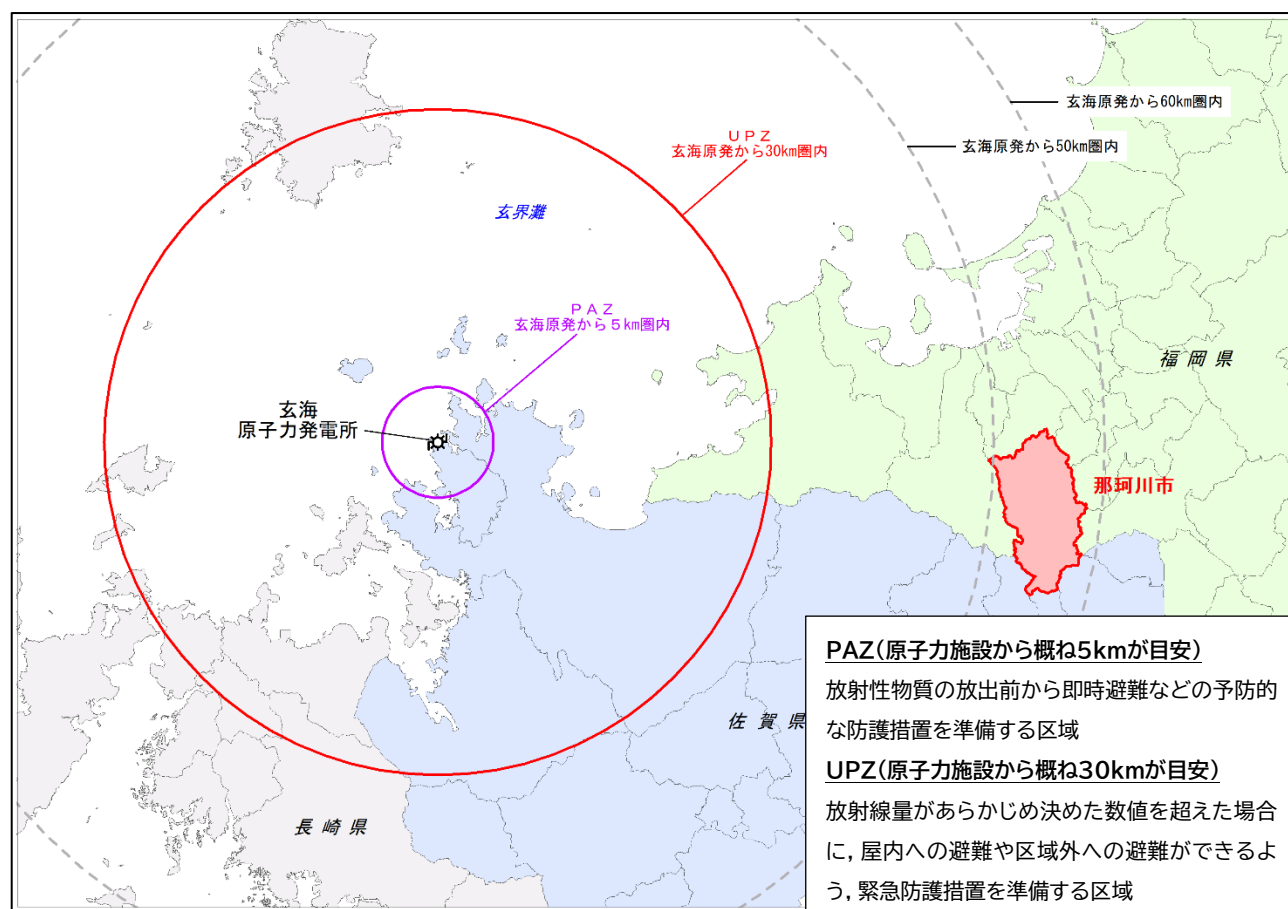
発電用原子炉施設に係る U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から5～30 k mの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 k m」を目安とする。

第2 玄海原子力発電所と市の位置関係及び予防的防護措置の考え方

原子力災害対策重点区域は、県が指針における「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」を踏まえて定めており、玄海原子力発電所から概ね半径30kmの円内（以下、「対象地域」という。）の糸島市のみとしている。

市は、玄海原子力発電所から東におよそ50kmから60km圏内に位置し、対象地域の範囲外に所在するが、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、市においても、放射線量の実測値等をOILに照らし合わせ、必要な予防的防護措置を県からの指示に基づき実施する。

また、福岡県原子力災害広域避難基本計画に基づき、糸島市から本市への避難者の受入れを行う場合に備え、市における情報伝達・広報活動、避難者の受入れ等に係る事項を検討するよう努める。



第3 玄海原子力発電所の概要

所在地	佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積	約87万m ²			
ユニット	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	55万9千kW	55万9千kW	118万kW	118万kW
運転開始	1975年10月	1981年3月	1994年3月	1997年7月
運転終了	2015年4月	2019年4月	—	—
原子炉	型式	加圧水型軽水炉（PWR）		
	熱出力	165万kW	165万kW	342万3千kW
燃料	種別	—	—	低濃縮（約4%）二酸化ウラン、ウラン・プルトニウム混合酸化物
	装荷量	—	—	約89トン

※1号機は2015年4月27日で運転終了

※2号機は2019年4月9日で運転終了

第6節 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び市民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

第1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

特に、降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出したことから、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2 被ばく経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

1. 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射性源から放射線を受けることである。

2. 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。



放射性物質・放射線・放射能の違い

【放射性物質】

放射性核種を含む物質

【放射線】

放射性物質から出る物質や電磁波

【放射能】

放射線を出す能力

○懐中電灯に例えると…

懐中電灯が「放射性物質」、懐中電灯から出る光が「放射線」、懐中電灯の光を出す能力が「放射能」になります。

また、懐中電灯から離れると光が弱くなるように、放射性物質から離れるほど、放射線も弱くなります。



出典：福岡県「原子力防災のしおり」

第7節 原子力施設の状態に応じた予防的防護措置等の実施

県及び糸島市は、玄海原子力発電所で災害が発生した場合、指針等に基づく以下の事態区分に応じ、対象地域における予防的防護措置等を準備し、実施する。

なお、事故の規模や原子力施設の状態に応じ、対象地域外の本市においても、国の指示に基づき段階的に予防的防護措置を実施することがある。

■ 事態区分

事態区分	区分の概要	具体的事例	防護措置等の例
情報収集事態	佐賀県玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合		(情報収集態勢)
緊急事態区分	警戒事態	・ 佐賀県玄海町で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合 他	(警戒態勢)
	施設敷地緊急事態	・ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合 ・ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他	・ 屋内退避の準備
	全面緊急事態	・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合 ・ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 他	・ 屋内退避の実施 ・ 安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） ・ 避難、一時移転、避難退域時検査の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）

第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の予防的防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、O I Lに照らし合わせ、必要な予防的防護措置を県の指示に基づき実施する。

■O I Lと防護措置

基準の種類		基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画（原子力災害編）第1章 総則に定める「処理すべき業務又は業務の大綱」に準じ次のとおりとする。

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	① 原子力防災に関する知識の普及と啓発 ② 教育及び訓練の実施 ③ 災害状況の把握及び情報提供 ④ 緊急時モニタリングへの協力 ⑤ 糸島市民等の避難受入に係る協力 ⑥ 市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限 ⑦ 市民等への汚染農林水産物等の出荷制限等 ⑧ 原子力災害医療への協力 ⑨ 放射性物質による汚染の除去 ⑩ 放射性物質の付着した廃棄物の処理 ⑪ 各種制限措置の解除 ⑫ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 ⑬ 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 ⑭ 文教対策 ⑮ 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	① 原子力防災体制の整備 ② 通信施設及び通信連絡体制の整備 ③ モニタリング施設及び体制の整備 ④ 環境条件の把握 ⑤ 原子力防災に関する知識の普及と啓発 ⑥ 教育及び訓練の実施 ⑦ 災害発生時における国、市町村等との連絡調整 ⑧ 応急対策活動に要する資機材等の整備 ⑨ 災害状況の把握及び情報提供 ⑩ 緊急時モニタリングの実施 ⑪ 市長に対する市民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 ⑫ 保健医療福祉調整本部の設置・運営 ⑬ 原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	等) ⑭ 市長に対する市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 ⑮ 市長に対する市民等への汚染農林水産物等の出荷制限の指示等 ⑯ 放射性物質による汚染の除去 ⑰ 放射性物質の付着した廃棄物の処理 ⑱ 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 ⑲ 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 ⑳ 文教対策 ㉑ 相談窓口の設置 ㉒ 県管理の道路の管理 ㉓ 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 ㉔ その他災害対策に必要な措置

第3 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
糸島市消防本部	① 教育及び訓練の実施 ② 住民等の退避、避難誘導、輸送支援及び救助並びに立入制限 ③ 一般傷病者の救急看護 ④ 原子力災害医療への協力 ⑤ 避難等の誘導に係る資料の整備 ⑥ 対象地域の消防対策 ⑦ 消防団に関すること ※ 春日・大野城・那珂川消防組合については、応援要請があった場合は災害応急対策に出動するものとする。

第4 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県警察	① 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 ② 立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等 ③ 緊急輸送のための交通の確保 ④ 犯罪の予防等、社会秩序の維持 ⑤ その他災害警備に必要な措置

第5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	① 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 ② 広域的な交通規制の指導調整 ③ 災害に関する情報収集及び連絡調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	① 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
九州厚生局	① 災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整
九州農政局	① 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること ② 災害時における応急用食糧の確保等に関すること ③ 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 ④ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物等の移動制限及び解除に関する指導 ⑤ 災害時の政府所有米穀の供給の支援
九州森林管理局（福岡森林管理署）	① 国有林野・国有林産物の状況の把握 ② 林木（原木）の供給促進等、災害時の材木需要への対応
九州経済産業局	① 被災商工業者への支援に関すること ② 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
九州産業保安監督部	① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 ② 鉱山における保安確保
九州運輸局（福岡運輸支局）	① 災害時における輸送用車両の斡旋、確保 ② 災害時における船舶の斡旋、確保 ③ 自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令等 ④ 運送の安全確保に関する指導
大阪航空局（福岡空港事務所）	① 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 ② 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
第七管区海上保安本部	① 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置 ② 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の支援 ③ 海上における救急・救助活動の実施 ④ 緊急時海上モニタリングの支援
福岡管区气象台	① 災害時における気象情報の発表及び伝達 ② 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
九州総合通信局	① 災害時における電気通信の確保 ② 非常通信の統制、管理 ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
福岡労働局	① 労働者の被ばく管理の監督指導 ② 労働災害調査及び労働者の労災補償 ③ 労働者の確保・被災者の職業あっせん
九州地方整備局	① 国管理の国道、一級河川の管理 ② 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊西部方面総監部 第四師団	① 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 ② 住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援 ③ その他災害応急対策の支援
海上自衛隊佐世保地方総監部	① 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 ② 住民等の避難、物資の輸送等における海上輸送支援 ③ その他災害応急対策の支援
航空自衛隊西部航空方面隊	① その他災害応急対策の支援

第7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社（以下、JR九州、JR西日本）	① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社（九州支店）（以下、NTT西日本）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	① 災害時における通信の確保
日本銀行（福岡支店）	① 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ⑤ 各種措置に関する広報
日本赤十字社（福岡県支部）	① 災害時における医療救護等の実施
日本放送協会（以下、NHK）（福岡放送局）	① 災害情報の伝達 ② 原子力防災知識の普及
西日本高速道路株式会社	① 災害時における避難経路及び輸送経路等の確保
日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西部ガス株式会社	① 災害時におけるガスの供給確保
日本郵便株式会社（九州支社）	① 災害時における郵便事業運営の確保

第8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県水難救済会	① 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること
西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞西部支社	① 災害情報の伝達 ② 原子力防災知識の普及
戸畑共同火力株式会社	① 災害時の電力供給確保
R K B毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社C R O S S F M、ラブエフエム国際放送株式会社	① 災害情報の伝達 ② 原子力防災知識の普及
公益社団法人福岡県医師会	① 災害時における医療救護等の実施
公益社団法人福岡県歯科医師会	① 災害時における歯科医療救護等の実施
公益社団法人福岡県トラック協会	① 災害時における緊急物資輸送の協力
一般社団法人福岡県L Pガス協会	① 災害時におけるL Pガスの供給確保
公益社団法人福岡県看護協会	① 医療の視点からの要配慮者への支援
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	① 福祉の視点からの要配慮者への支援
公益社団法人福岡県薬剤師会	① 災害時の医療救護（調剤）等の実施

第9 その他公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
筑紫農業協同組合（那珂川支店他）	① 農産物の出荷制限等応急対策の指導 ② 食料供給支援
森林組合	① 林産物に関する対策の指導
漁業協同組合連合会・漁業協同組合	① 水産物の出荷制限等応急対策の指導
商工会議所・商工会	① 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋
学校法人八洲学園 福岡女子商業高等学校	① 原子力防災に関する知識の普及及び指導 ② 原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施 ③ 避難施設としての協力

第10 原子力事業者

区分	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	① 原子力発電所の防災体制の整備 ② 原子力発電所の災害予防 ③ 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 ④ 防災教育及び訓練の実施 ⑤ 原子力災害時における通報連絡体制の整備

区分	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	⑥ モニタリング設備及び機器類の整備 ⑦ 応急対策活動に要する資機材等の整備 ⑧ 原子力防災に関する知識の普及と啓発 ⑨ 緊急時における通報及び報告 ⑩ 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 ⑪ 原子力発電所の施設内の応急対策 ⑫ 緊急時医療措置の実施のための協力 ⑬ 放射性物質の付着した廃棄物の処理 ⑭ モニタリングの実施 ⑮ 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 ⑯ 相談窓口の設置 ⑰ 原子力発電所の災害復旧

第1章 総 則
第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第2章 災害予防計画

- 第1節 即応体制の整備
- 第2節 情報の収集・伝達体制の整備
- 第3節 市民等への情報伝達体制の整備
- 第4節 緊急輸送体制の整備
- 第5節 避難受入れ活動体制の整備
- 第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備
- 第7節 緊急事態応急対策に従事する者への研修
- 第8節 原子力防災に関する市民等への知識の普及と啓発

第1節 即応体制の整備

項目	担当
第1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備	安全安心課・総務課・関係各課
第2 災害対策本部体制等の整備	安全安心課・総務課・生活福祉課・学校教育課・消防機関・社会福祉協議会
第3 長期化に備えた動員体制の整備	安全安心課・総務課・関係各課
第4 広域的な応援協力体制	安全安心課・総務課・関係各課
第5 モニタリング体制の整備	安全安心課・環境課・関係各課

第1 警戒体制をとるために必要な体制の整備

市は、県から原災法に基づき警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡を行うために必要な体制を整備する。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、全面緊急事態が発生し原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は市長が必要と認めた場合、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

第3 長期化に備えた動員体制の整備

事態が長期化した場合に備え、県、国、糸島市及びその他防災関係機関と連携し、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第4 広域的な応援協力体制の整備

市及び糸島市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定を締結する等、あらかじめ必要な調整を行う。

第5 モニタリング体制の整備

市は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。

第2節 情報の収集・伝達体制の整備

項目	担当
第1 情報の収集・伝達体制の整備	安全安心課・総務課
第2 通信手段・経路の多様化	安全安心課・総務課

第1 情報の収集・伝達体制の整備

原子力施設等で災害が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を市民に広報する必要がある。このため、市は、県、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制の整備を行う。

1. 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間休日の場合においても対応できる体制を整備する。

2. 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を図る。

3. 移動通信系の活用体制

市は、移動系防災行政無線（携帯型）や携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

第2 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

1. 防災行政無線の保守・運用

（1）防災行政無線の保守

防災行政無線の使用に支障をきたさないよう、機器の保守点検を定期的に行う。

（2）日常業務での使用

防災行政無線の使用に習熟し、また、無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。

（3）使用訓練等

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、防災行政無線の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行う。

2. 他の通信手段の確保

(1) メール配信システムの活用

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、メール配信システムを活用した情報伝達訓練等を行う。

(2) 災害時優先電話の周知

N T Tの災害時優先電話の所在を職員に周知する。

(3) 関係機関との通信手段

市に設置されている福岡県防災・行政情報通信ネットワークについて、県が主催する講習、情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用する。

第3節 市民等への情報提供体制の整備

項目	担当
第1 情報項目の整理	安全安心課・人事秘書課
第2 情報提供体制の整備	安全安心課
第3 市民相談窓口の設置等	市民課・総務課・関係各課
第4 多様なメディアの活用体制の整備	安全安心課・総務課

原子力災害が発生した場合、市民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は県と連携し、市民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備等、情報提供体制の整備を図る。

第1 情報項目の整理

市は、県と連携し、情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

第2 情報提供体制の整備

市は、市民等に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

第3 市民相談窓口の設置等

市は、県と連携して、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含め、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

第4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、インターネットホームページ、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送体制の整備

項目	担当
第1 専門家等の移送体制の整備	安全安心課・税務課・収納課
第2 道路管理の充実	建設課

第1 専門家等の移送体制の整備

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び指定公共機関からの専門家等（モニタリング・医療等）の現地への移送協力（ヘリポートの場所や利用手続き等）について県があらかじめ定めた場合は、これに協力する。

第2 道路管理の充実

市は、市が管理する道路について、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路管理の充実を図る。

第5節 避難受入れ活動体制の整備

項目	担当
第1 避難計画の作成	安全安心課
第2 指定避難所等の整備	安全安心課・教育委員会・人権政策課・こども応援課
第3 指定避難所等への避難方法等の周知	安全安心課・障がい者支援課・高齢者支援課

第1 避難計画の作成

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害が広範囲に及び、市町村の区域を越える広域的な避難が必要となったことに鑑み、広域的自治体である県が、市町村と連携して広域避難の基本的な考え方である「原子力災害広域避難基本計画」を策定する。

福岡県原子力災害広域避難基本計画において、本市は糸島市から避難者の受入れを行うこととなっている。

第2 指定避難所等の整備

市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て、指定避難所等としてあらかじめ指定する。

第3 指定避難所等への避難方法等の周知

市は、避難者を受入れる指定避難所等への避難方法について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染される恐れがあることから、内部被ばくを防ぎ、市民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、県の助言のもと、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努める。

また、飲料水及び飲食物の摂取制限等を行った場合、市民等への飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努める。

第7節 緊急事態応急対策に従事する者への研修

市は、県や関係省庁等が次に掲げる事項について実施する原子力防災に関する研修に緊急事態応急対策に従事する者を積極的に参加させる等して、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器等に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) 原子力災害時の被災者に対する心のケアに関すること
- (11) リスクコミュニケーションに関すること
- (12) その他緊急時対応に関すること

第8節 原子力防災に関する市民等への知識の普及と啓発

平常時から市民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、市は次に掲げる事項等について、継続的に啓発活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に当たっては、特に要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避や避難に関すること
- (7) 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- (9) 放射性物質により汚染され、又はその恐れのあるものの処理に関すること

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 即応体制の確立
- 第2節 緊急時モニタリング活動
- 第3節 市民等への的確な情報提供活動
- 第4節 救助・救急及び医療活動
- 第5節 屋内退避・避難等の予防的防護措置
- 第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等
- 第7節 治安の確保及び火災の予防
- 第8節 文教対策の実施

第1節 即応体制の確立

項目	担当班
第1 職員の動員配備	本部班・各班共通
第2 災害警戒本部の設置	関係各班
第3 災害対策本部の設置	本部班
第4 災害対策本部の運営	関係各班
第5 その他	本部班・各班共通

第1 職員の動員配備

市は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立及び情報の収集・連絡体制の確立等の必要な措置をとるとともに、県、国、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

また、対象地域において避難等のための立ち退きの指示が出された場合、避難先となる本市においては、指定避難所等の設置及び避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

1. 配備の基準

原災法第10条第1項の規定に該当する事象（以下、「施設敷地緊急事態」という。）に至る可能性がある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障（以下、「警戒事態」という。）又は施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を県から受けた場合は、次の配備体制をとる。

■ 配備基準

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
—	注意配備	◆県から情報収集事態発生の連絡を受けた時	◆情報収集及び事故状況の把握 ◆市民等への情報提供活動	注意配備職員 ○総務部長 ○市民生活部長 ○安全安心課長 ○人事秘書課長 ○建設課長 ○安全安心課
災害警戒本部	警戒1号配備	◆県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた時	◆情報収集及び事故状況の把握 ◆緊急時モニタリングへの協力体制の確立 ◆市民等への情報提供活動	警戒配備の1班 ○副市長・教育長 ○各部長 ○各所属管理職・係長等 50名
	警戒2号配備	◆内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した時、県が災害対策本部を設置した時又は市長が必要と認めた時	◆情報収集及び事故状況の把握 ◆緊急時モニタリングへの協力 ◆市民等への屋内退避の注意喚起	警戒配備の1班 60～72名

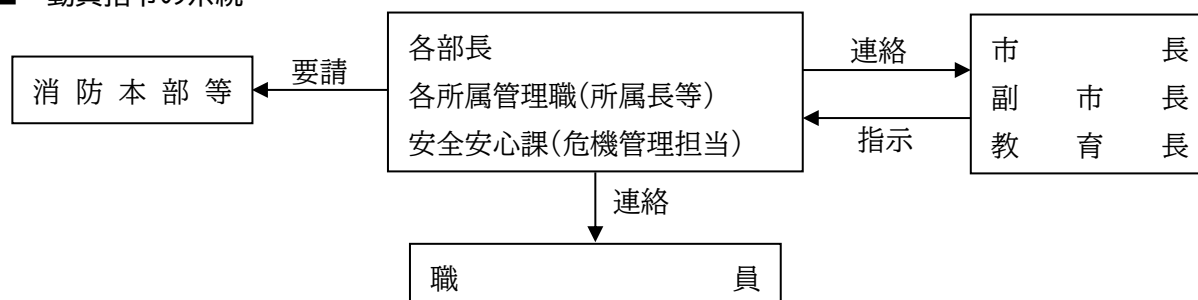
本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害対策本部	非常配備	◆緊急時モニタリングによる汚染状況調査が、OILの値を超え、国の指示により糸島市に避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示があった時	◆情報収集及び事故状況の把握 ◆糸島市からの避難者の受け入れ体制の確立 ◆市民等への屋内退避の注意喚起	警戒配備の2班 全職員の約2/3
	非常配備	◆国からの指示等により、市民等に対し、屋内退避もしくは避難のための立ち退きの指示があった時	◆災害応急対策の全活動	全職員

2. 動員の指令

各配備に必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。夜間・休日においても、宿直員による情報受信体制や連絡体制を整備する。

なお、勤務時間外において、「注意配備」・「警戒配備」に該当することを知った時、又は推定されるときは、自宅待機を基本として有線電話・携帯電話その他の方法によって、常に連絡がとれ、直ちに参集できる体制とする。

■ 動員指令の系統



3. 参集の場所

参集場所は、本部が定める場所とする。（なお、災害現場に直行する指示を受けた場合は、この限りでない）

4. 参集の報告

参集した職員は、班長又は班長代理等に参集報告をする。各部長は、部内の参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

第2 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部の設置

副市長は、次の場合で必要と認めるときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

■ 警戒活動の基準

- ◆県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合
- ◆その他の状況により副市長が必要と認めたとき

2. 設置・指揮の権限

副市長は、警戒本部の設置及び指揮を行うが、副市長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。

第1順位 教育長	第2順位 総務部長	第3順位 市民生活部長
----------	-----------	-------------

3. 災害警戒本部の組織

警戒本部の組織及び役割は、次のとおりとする。

警戒本部長	副市長	◆本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
警戒副本部長	総務部長 市民生活部長	◆本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
班 長	本部長が指名する	◆副本部長の命を受け、班の事務を掌握する。
班に属する職員	本部長が定める	◆上司の命を受け、班の事務に従事する。

4. 警戒本部の主な活動内容

警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

◆情報収集及び事故状況の把握	◆緊急時モニタリングへの協力体制の確立
----------------	---------------------

5. 警戒本部の廃止並びに移行措置

警戒本部長は、予想された原子力災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。なお、原子力災害が拡大したとき、もしくは拡大の恐れがある場合、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

市長は、次の場合が必要と認めるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- ◆内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合
- ◆県が災害対策本部を設置した場合
- ◆その他状況により市長が必要と認めた場合

※資料編：3-3 那珂川市災害対策本部条例

2. 設置、指揮の権限

市長は、本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。

第1順位 副市長	第2順位 教育長	第3順位 総務部長	第4順位 市民生活部長
----------	----------	-----------	-------------

3. 本部の設置場所

- ◆本部は市役所庁舎内に置く。
- ◆本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「那珂川市災害対策本部」等の標識を掲示する。
- ◆市役所が建物損壊等により本部機能を全うできないとき、又は本部機能を全うできないと予想される場合は、本部長（市長）の判断により、次のいずれかの施設に本部を移設する。なお、移設先は状況により判断するが、下記の通り優先順位を付ける。
第1順位：市民体育館 第2順位：中央公民館 第3順位：ミリカローデン那珂川

4. 現地災害対策本部

被災地の近傍に応急活動拠点を設置する必要がある場合には、本部長は現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- ◆現地本部の長は、本部長が指名する。
- ◆現地本部は、災害現場での指揮・関係機関との連絡調整を行う。
- ◆現地本部は、災害現場での応急活動を行う。

5. 本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、本部を廃止する。

6. 本部の設置及び廃止の通知

本部班・情報班は、本部を設置、又は廃止したとき、次のとおり通知・公表を行う。

担当	通知及び公表先	通知及び公表の方法
本部班 情報班	関係機関	一般電話、県防災・行政情報通信ネットワーク、その他
	各班	庁内放送及びMC A無線機、一般電話、その他
	報道機関	県防災・行政情報通信ネットワーク
	市民	市ホームページ、SNS等、広報車並びに報道機関を通じて公表

第4 災害対策本部の運営

1. 本部の組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	市長	◆本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長・教育長	◆本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。
本部長付	消防団長	◆本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
部長	各部長	◆本部長の命を受け、部の事務に従事する。
班長	所属長の内から本部長が指名する	◆部長の命を受け、班の事務を掌握する。
班員	班に所属する職員	◆上司の命を受け、班の事務に従事する。

※本部組織の標準構成を、節末の那珂川市災害対策本部組織図に示す。

2. 本部会議

本部長は、本部会議を開催し災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

本部会議の開催時期	◆本部設置後随時	◆その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	◆本部長（市長） ◆本部長付（消防団長） ◆その他本部長が指名する職員	◆副本部長（副市長・教育長） ◆部長（各部長）
事務局	◆市民生活部（安全安心課 危機管理担当）	◆その他必要な職員
報告事項	◆災害概要及び緊急時モニタリング状況 ◆各部の配備体制	◆緊急措置事項
協議事項	◆緊急時モニタリング等の情報収集に関すること ◆応急対策に関すること ◆本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること ◆自衛隊・県・他市町及び公共機関への応援の要請に関すること ◆屋内退避もしくは避難の指示、警戒区域の指定に関すること ◆広域避難の受け入れに関すること ◆市民向け緊急声明の発表に関すること ◆国・県等への要望及び陳情等に関すること ◆その他災害対策の重要事項に関すること	

3. 関係機関連絡室の設置

災害対策本部と各防災機関との災害応急対策連絡業務等により、来庁する次の防災機関職員相互の円滑なる連帯強化を図るため、連絡室を設置する。

◆自衛隊	◆消防機関	◆警察	◆農林事務所
◆県土整備事務所	◆ライフライン機関	◆医師会	◆その他

4. 事務分掌

各班の所掌事務は、那珂川市災害対策本部事務分掌表のとおりとする。

ただし、災害の状況に応じて柔軟な対応をとるため、事務分掌は本部長の命により変更することがある。

第5 その他

1. 緊急連絡網の作成

- （1）所属（課・室・局）の緊急連絡網を作成し、見やすい場所に掲示するとともに、災害対策本部用として、事務局（安全安心課）に〔写し〕を提出すること。
- （2）連絡表に変更が生じた場合は、速やかに変更作業を行うこと。
- （3）連絡表は、勤務時間外を想定したものであること。

2. 災害対策本部での事務内容の確認

那珂川市災害対策本部・事務分掌表の内容を熟知しておくこと。

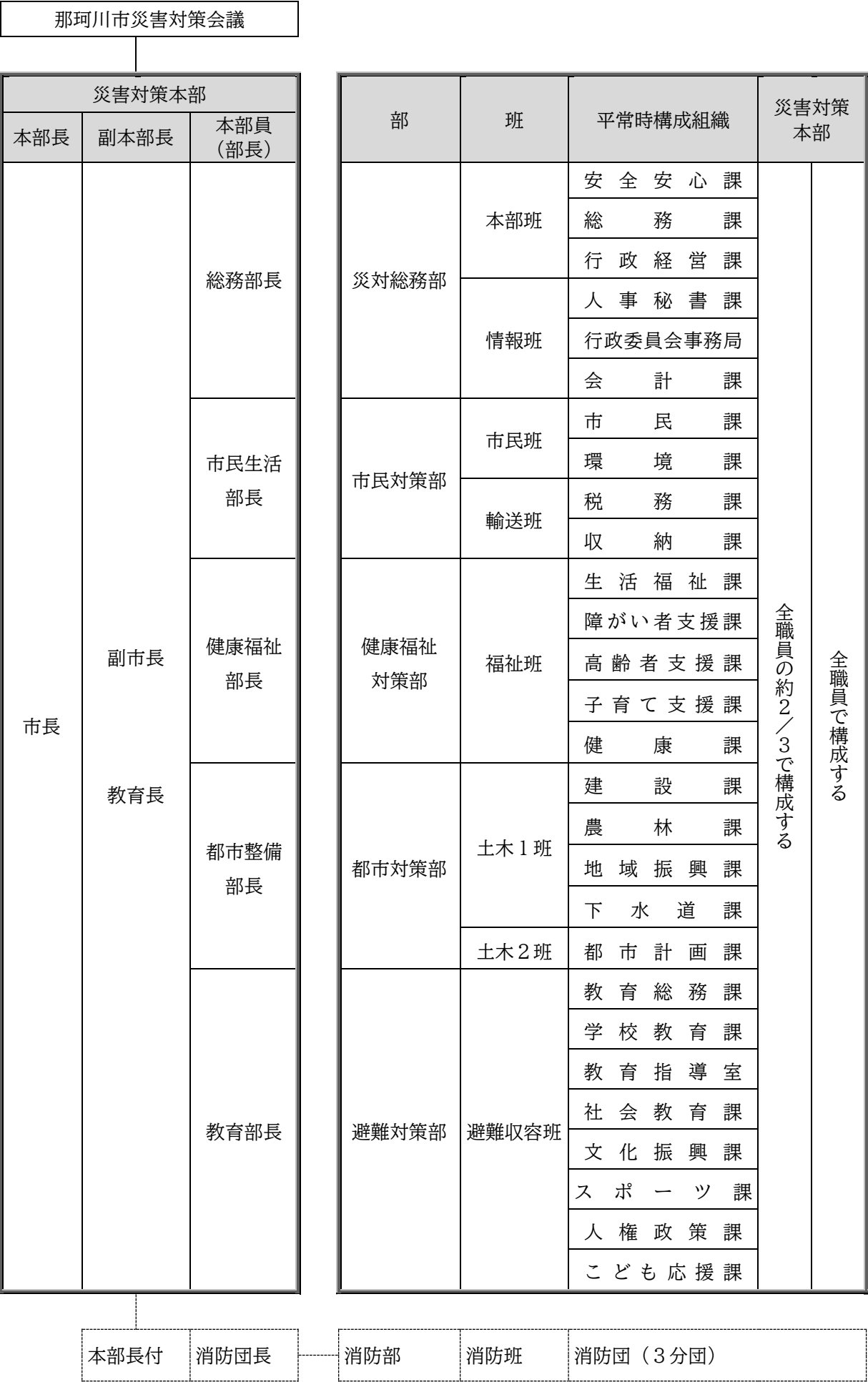
3. 交代要員の確保

災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請による交代要員の確保を図ること。

4. その他

災害発生時には、相当の危険性が職員にも及ぶ恐れがあることから複数の職員で安全を確認しながら活動すること。

■ 那珂川市災害対策本部組織図



■ 那珂川市災害対策本部の構成表

部名	部長	班名	班長（○数字は 班長代理順位）	班員
災対総務部	総務部長	本部班	総務課長 ①行政経営課長	安全安心課職員 総務課職員 行政経営課職員
		情報班	人事秘書課長 ①行政委員会事務局長 ②会計課長	人事秘書課職員 行政委員会事務局職員 会計課職員
市民対策部	市民生活部長	市民班	市民課長 ①環境課長	市民課職員 環境課職員
		輸送班	税務課長 ①収納課長	税務課職員 収納課職員
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉班	生活福祉課長 ①障がい者支援課長 ②高齢者支援課長 ③子育て支援課長 ④健康課長	生活福祉課職員 障がい者支援課職員 高齢者支援課職員 子育て支援課職員 健康課職員
都市対策部	都市整備部長	土木1・2班	建設課長 ①農林課長 ②都市計画課長 ③地域振興課長 ④下水道課長	建設課職員 農林課職員 都市計画課職員 地域振興課職員 下水道課職員
避難対策部	教育部長	避難収容班	教育総務課長 ①学校教育課長 ②教育指導室長 ③社会教育課長 ④文化振興課長 ⑤スポーツ課長 ⑥人権政策課長 ⑦こども応援課長	教育総務課職員 学校教育課職員 教育指導室職員 社会教育課職員 文化振興課職員 スポーツ課職員 人権政策課職員 こども応援課職員
消防部	消防団長	消防班	①副団長	消防団員

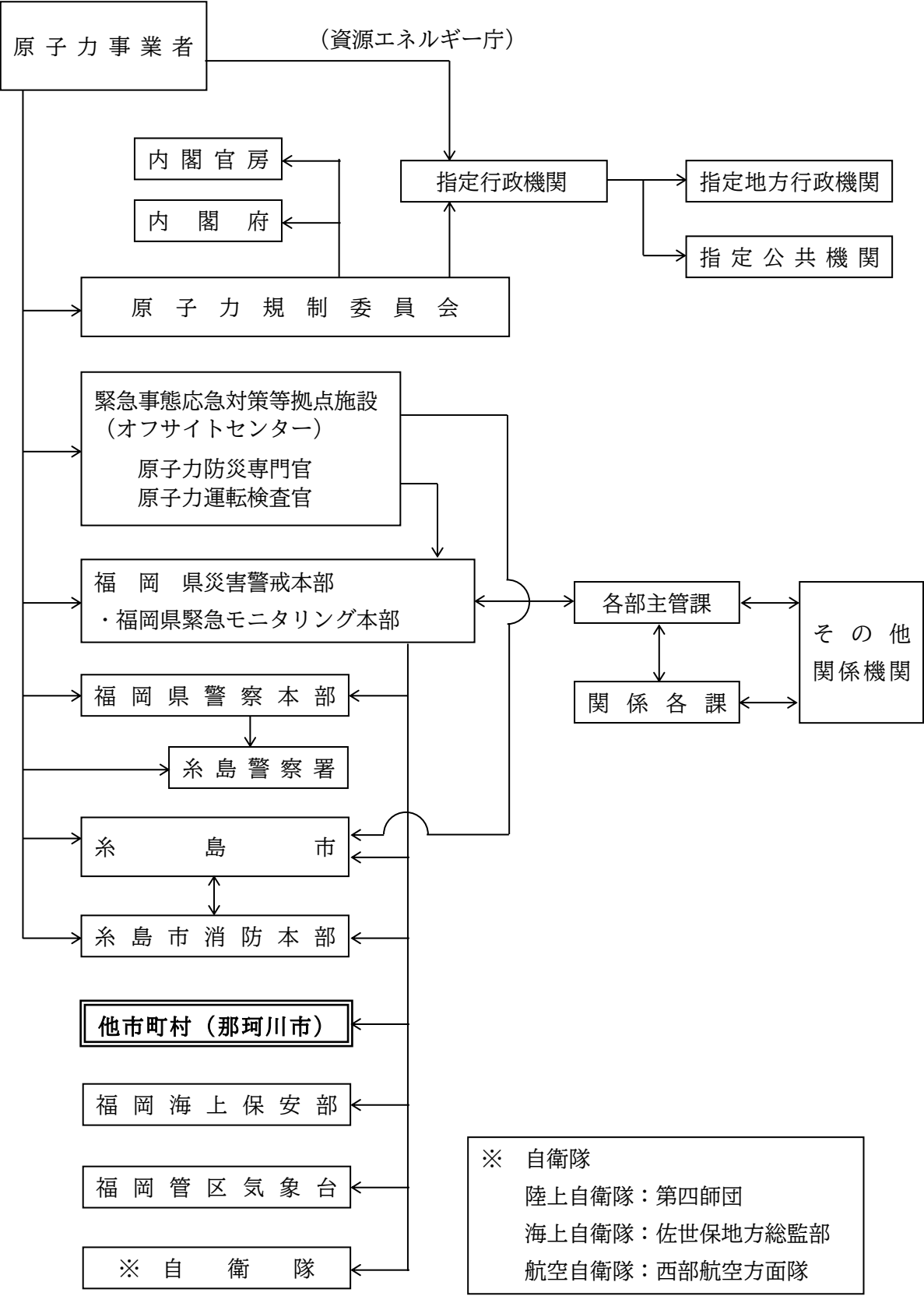
■ 那珂川市災害対策本部事務分掌

対策部・班名		事務分掌
災害 総務部	各班共通	◆班内職員の動員、配備に関する事 ◆所管事項に関する被害状況や対策活動の情報に関する事 ◆所管公共施設の災害予防、被害調査【避難含む】 ◆部内、他の班への協力、応援
	本部班	◆災害対策本部、現地災害対策本部の設置・解散 ◆災害対策本部会議の庶務 ◆総合的な対策の立案、各部門間の調整 ◆屋内退避、避難指示、警戒区域の設定 ◆防災関係機関との連絡調整 ◆国・県及び自衛隊への要請、他自治体との相互協力、民間団体への協力要請 ◆各行政区との連絡・情報の収集 ◆防災行政無線の運営管理に関する事 ◆避難の受け入れに関する事 ◆緊急時モニタリングへの協力に関する事 ◆風評被害の事前対策及び誤報道等の解消に関する事 ◆報道機関との連絡調整 ◆臨時ヘリポートの開設計画 ◆庁舎内ネットワークの保守 ◆放射性物質による汚染対策に関する事 ◆他の部・班に属さないこと ◆災害対策本部内事務所の配置に関する調整 ◆災害対策活動に係る物品の調達 ◆庁舎の応急復旧、来庁者の安全確保 ◆災害対策従事職員並びに避難者等の食糧、日用品その他救援物資の確保・調達 ◆車両その他輸送手段の確保 ◆ボランティア団体との連絡・調整
	情報班	◆緊急時モニタリングの情報収集・伝達 ◆気象情報等、関連情報の収集・記録・整理・伝達 ◆各部からの情報収集とりまとめ ◆報道機関との連絡調整 ◆災害対策本部動員職員の取りまとめ
市民 対策部	市民班	◆緊急時モニタリングへの協力に関する事 ◆人的被害情報の収集 ◆災害広報及び市民からの相談に関する事 ◆物資集配拠点の開設 ◆救援物資の受け入れ・管理・仕分け ◆給水活動への協力 ◆応急仮設住宅・仮設トイレの設置・管理に関する事 ◆環境衛生(ごみ・し尿・災害廃棄物の収集・処理)環境保全に関する事 ◆食品及び環境の衛生に関する事 ◆遺体の火葬に関する事

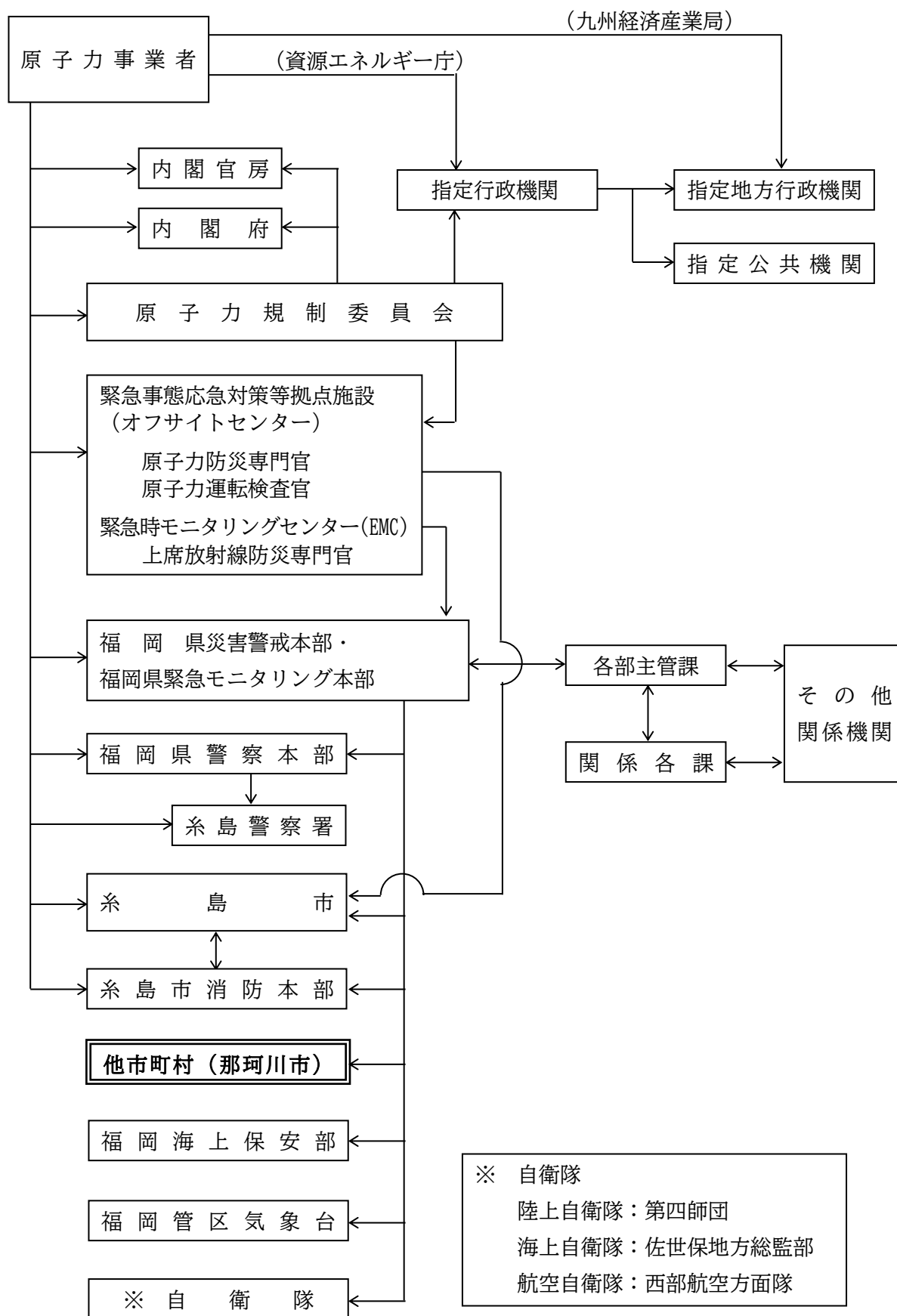
第3章 災害応急対策計画
第1節 即応体制の確立

対策部・班名		事務分掌
	輸送班	◆応急対策物資の輸送 ◆備蓄資機材・食料の輸送
健康福祉対策部	福祉班	◆災害救助法関係事務のとりまとめ ◆高齢者・障がい者・病人・乳幼児等要援護者の救援・救助 ◆り災者相談室の開設及び運営に関する事 ◆り災証明の発行に関する事 ◆拠点救護所の開設・運営 ◆医療関係機関との連携・調整 ◆医療器材・薬品等の調達 ◆安定ヨウ素剤の供給確保に関する事 ◆遺体の収容 ◆被災保育所（園）児の救援・救護 ◆災害ボランティアの受け入れ・活動支援に関する事
都市対策部	土木1・2班	◆建設業団体との連絡調整 ◆道路・橋梁・水路等の応急対策及び安全確保 ◆公共土木施設の被害調査及び応急復旧対策 ◆危険区域等の被害調査並びに復旧対策 ◆河川・道路その他の障害物の除去 ◆消防活動への協力 ◆危険建物の安全確保 ◆交通規制・緊急輸送に関する事 ◆農産物及び施設の災害対策に関する事 ◆農業関係被害調査に関する事
避難対策部	避難収容班	◆避難者の誘導及び収容 ◆避難所の開設・運営 ◆被災園児・児童・生徒の救援・救護 ◆臨時ヘリポートの開設協力 ◆応急給水の協力
消防団	消防班	◆災害危険箇所の巡視・警戒 ◆消防・防災活動 ◆避難者の誘導 ◆被災者の救出・救護 ◆行方不明者の捜索 ◆防犯協力

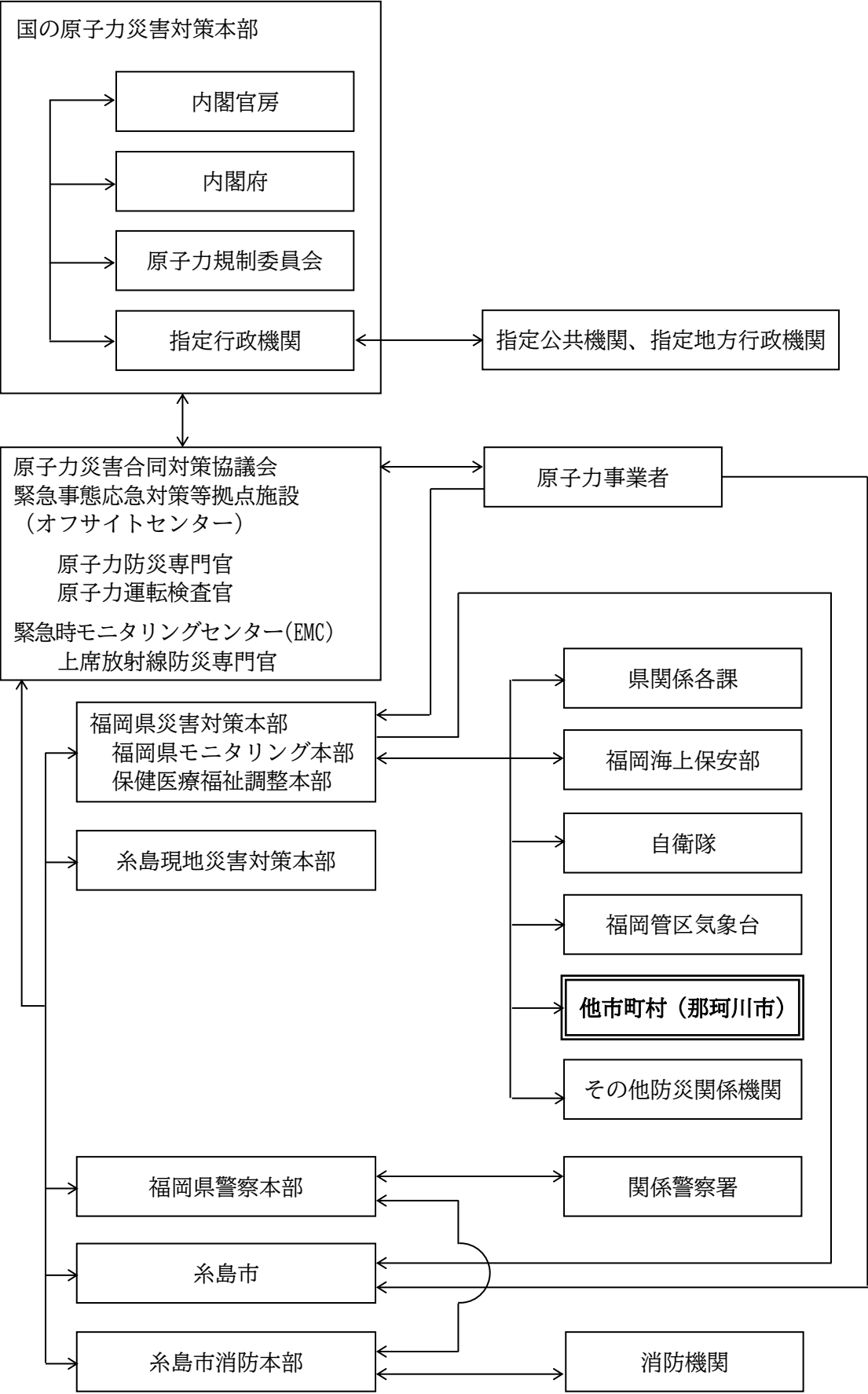
■ 情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路



■ 施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路



■ 全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

第2節 緊急時モニタリング活動

項目	担当班
第1 緊急時モニタリングへの協力	本部班
第2 モニタリング情報の収集	情報班

第1 緊急時モニタリングへの協力

市は、県が行う緊急時モニタリングに関し、県の要請に基づき、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に必要な要員の派遣や資機材の貸与等に関する協力を行う。

第2 モニタリング情報の収集

市は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、市が行う各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速かつ的確な把握に努める。

■ 県内モニタリングポスト設置場所（福岡県設置）

設置場所	所在地	地上高さ
福岡県保健環境研究所	太宰府市向佐野3-9	18.9m
福岡県庁	福岡市博多区東公園7-7	1m
県糸島総合庁舎	糸島市浦志2-3-1	
県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩8-1	
県久留米総合庁舎	久留米市合川町1642-1	
県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松3-7-1	
県行橋総合庁舎	行橋市中央1-2-1	
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内	糸島市内2箇所	

第3節 市民等への的確な情報提供活動

項目	担当班
第1 市民等への情報提供活動	本部班
第2 多様な情報提供手段の活用	情報班
第3 市民等からの問い合わせに対する対応	本部班・情報班

第1 市民等への情報提供活動

市は、原子力災害が発生した場合に市民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、必要に応じて専門家の助言を得ながら、災害に関する情報を迅速かつ的確な提供に努めるとともに、市民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1. 市民等への広報

市は、放射線物質及び放射線による影響は五感で感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、県及び防災機関等との連携を図り、あらゆる手段を用いて市民等に対する情報提供活動を迅速かつ的確に行う。

2. 情報提供の方法

- (1) 市防災行政無線
- (2) 広報車等による現場広報
- (3) その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ等）

3. 情報提供の内容

- (1) 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 避難者等を受け入れる場合、避難者等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- (4) 無用の被ばくを避けるための対処方法

4. 実施方法

市民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- (1) 情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避ける等、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- (2) 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報する等、定期的な情報提供に努める。
- (3) 速やかな情報提供に努めるとともに、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- (4) 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化に努める。

5. 広報内容及び要配慮者への配慮

市は、市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、市等が講じている施策に関する情報、交通規制等、市民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。

なお、その際、自主防災組織、自治会及び民生・児童委員等と協力・連携し、要配慮者に配慮する。

6. 多様な情報提供手段の活用

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を市民等が随時入手したいという情報を、ホームページ等を活用し、情報提供に努める。

第2 誤情報の拡散への対処

市は、ホームページ等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

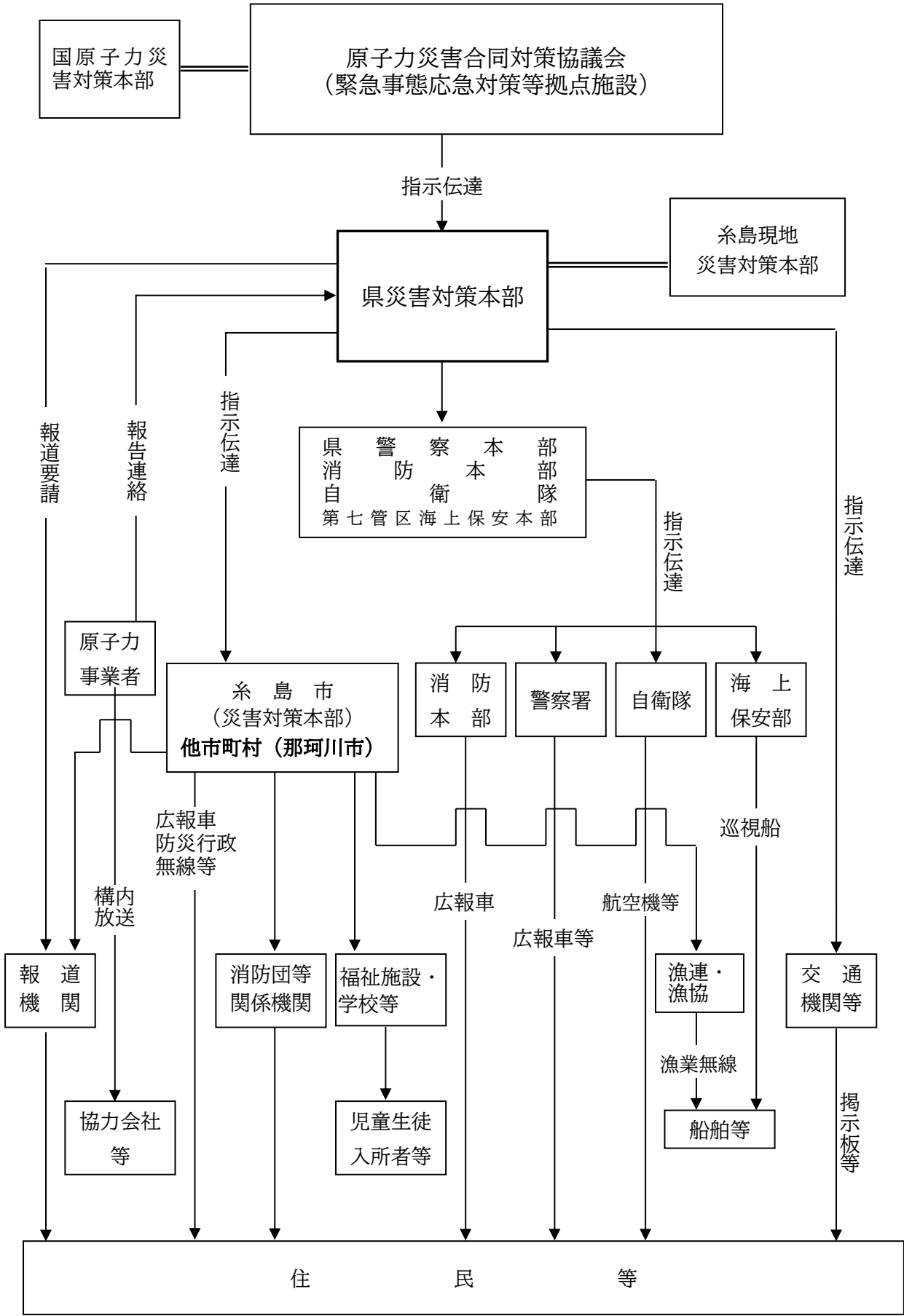
第3 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、市民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、国、県及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、市民相談窓口に備え置くよう努める。

県が実施する県民等に対する指示伝達及び情報提供の系統は、次の図表「県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図」から那珂川市関連分による。

■ 県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図



第4節 救助・救急及び医療活動

項目	担当班
第1 救助・救急活動	消防機関・消防団
第2 惨事ストレス対策	福祉班
第3 原子力災害医療活動	関係各班

第1 救助・救急活動

原子力災害が発生した場合、市は、県等防災関係機関と連携し、その役割に応じて、被ばく傷病者等への救助・救急活動を実施する。

第2 惨事ストレス対策

市は、救助・救急活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3 原子力災害医療活動

市は、国からの指示に基づき県が避難者等に対して行う避難退域時検査、簡易除染（着替え、拭き取り等）等の原子力災害医療について協力する。

第5節 屋内退避、避難等の予防的防護措置

項目	担当班
第1 屋内退避及び避難等の防護活動の実施	本部班・避難収容班・消防機関・消防団・警察署
第2 学校施設における避難措置	避難収容班
第3 要配慮者への配慮	福祉班・避難収容班

第1 屋内退避及び避難等の予防的防護活動の実施

1. 屋内退避の注意喚起

県は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避及び避難等の準備の指示やO I Lに基づく予防的防護措置を準備するよう、糸島市に伝達するとともに、市に対して、屋内退避を行うよう指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。併せて、対象地域が行うO I Lに基づく予防的防護措置の準備への協力を要請する。

2. 糸島市への協力

市は、事態の状況により、糸島市から避難者を受け入れる必要性が生じた場合は、糸島市の「原子力災害広域避難個別計画」に定める避難所を提供し、避難所において糸島市職員の補助を行う等、必要な協力を行う。

3. 対象地域を超える地域における避難等

放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を超える地域における市民等の避難も必要である。このような場合、県は、国から事態の規模や時間的な推移に応じた避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、O I Lの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、対象を超える市町村に対し、市民等への避難等のための立ち退きの指示の連絡及び必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難等の支援が必要な場合には、県は当該市町村と連携し、国に要請する。

市は、国からの指示等に基づき、市民等に対し、避難等のための立ち退きの指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難等の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。

■ 退避及び避難に関する指標

予測線量		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺線量	
10～50mSv	100～500mSv	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉めて機密性に配慮すること。
50mSv 以上	500mSv	市民は、コンクリート建屋の屋内に退避又は避難すること。

(注) 1 予測線量は、放射期間中、屋内に居続け、何らかの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

2 全身外部線量及び甲状腺線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとる。

■ 避難等に関するO I L

基準の種類		基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※ ²	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm※ ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm※ ⁴ 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難 退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※ ⁵	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※ ²	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※ ⁵

※¹ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※² 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射

線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- （出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

3. 避難誘導等

避難者等の受入れを行う場合は、主要避難経路から指定避難所等への進入路に誘導員を配置する等、避難等が円滑に実施されるための協力を行う。

4. 指定避難所の開設及び運営

市における指定避難所の開設及び運営の要領等については、風水害編に準拠する。

5. 避難状況の確認

市は、屋内退避又は避難のための指示を行った場合は、指定避難所における確認等により市民等の避難状況を確認する。

第2 学校施設における避難措置

学校施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合は、市に対して速やかにその旨を連絡する。

第3 要配慮者への配慮

市は、糸島市に協力し、指定避難所での要配慮者の生活に関し、特に高齢者、障がいのある方、乳幼児、児童、妊産婦の健康状態の把握等に努めるほか、指定避難所等のバリアフリー化等、生活環境に十分配慮する。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等

項目	担当班
第1 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限	本部班
第2 飲料水、飲食物の汚染状況調査	本部班
第3 農林水産物等の摂取及び出荷制限	本部班
第4 飲料水、飲食物の供給	輸送班・福祉班
第5 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の解除	避難収容班

第1 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

市は、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限など必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指示又は要請、国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。

さらに、市は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限などの措置の内容について、市民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

第2 飲料水、飲食物の汚染状況調査

市は、国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。

また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

■ 飲食物摂取制限に関するO I L ※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu\text{Sv/h}$ ※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

■ 別表

核種※5	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ※6
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※1 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中

の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

第3 農林水産物等の摂取及び出荷制限

市は、県から国の指導・助言、指示に基づき、下記の措置をとるよう要請があった場合は、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対し、要請内容について周知するとともに、所要の措置を講ずるよう要請し、また、市民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

1. 農作物の作付け制限
2. 農林水産物等の収穫
3. 農林水産物等の出荷制限
4. 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
5. その他必要な措置

■ 肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標

対象	放射性セシウム	対象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	4 0 0 Bq/kg	家きん用飼料	1 6 0 Bq/kg
牛、馬用飼料	1 0 0 Bq/kg	養殖魚用飼料	4 0 Bq/kg
豚用飼料	8 0 Bq/kg		

(出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」)

第4 飲料水、飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を要請したときは、必要に応じて、市民等への応急給水等の措置を講じる。

第5 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の解除

市は、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示、要請又は解除実施に基づく県からの要請、指示、解除実施に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限の解除を実施する。

第7節 治安の確保及び火災の予防

項目	担当班
治安の確保及び火災の予防	本部班・消防機関・消防団・警察署

市は、原災法第17条に基づく緊急事態応急対策実施区域（避難又は屋内退避を行う区域）及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期す。

とくに、避難のための立ち退きの指示を行った区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を実施して、盗難等の未然防止に努めるとともに、県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

第8節 文教対策の実施

項目	担当班
第1 生徒等の安全確保措置	避難収容班・学校長・教職員・福祉班・保育所(園)長・幼稚園長
第2 学校施設の被害状況の把握、 応急復旧	避難収容班・学校長・教職員・福祉班・保育所(園)長・幼稚園長
第3 応急教育の実施	避難収容班・学校長・教職員・福祉班・保育所(園)長・幼稚園長
第4 指定避難所等となる場合の対応	避難収容班・学校長・教職員・福祉班・保育所(園)長・幼稚園長

第1 生徒等の安全確保措置

1. 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

2. 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、地域の見守り隊等との連携を図り、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3. 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、必要に応じ、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとる。

第2 学校施設の被害状況の把握、応急復旧

市は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。私立の学校等に対しても同様に、必要に応じて除染に努める。

第3 応急教育の実施

市及び学校管理者は、原子力災害により、学校施設等（設備を含む）が被災した場合又は指定避難所等として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。避難者を受入れていても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1. 応急教育の実施場所

- | |
|----------------------------|
| 第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校 |
| 第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設 |
| 第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設 |
| 第4順位 応急仮校舎の建設 |

2. 応急教育の方法

- (1) 市及び学校管理者は、生徒等、保護者及び教職員の安否を把握するとともに、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

(2) 教職員を動員し、できるだけ早く授業再開に努めるとともに、応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

また、生徒等を一度に受入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努めるとともに、生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3. 教職員の確保

市及び学校管理者は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4. 学用品の調達、給与

(1) 教科書

災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して、必要な学用品を支給する。

■ 支給の対象となる学用品

- ① 教材：当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

- ② 文房具：ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類
- ③ 通学用品：運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5. 給食

学校等は、学校用給食用物資の補給に支障がある場合、市又は県と連絡をとり、必要な措置を講じる。学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6. 保健衛生の確保

学校等は、市及び県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保険衛生の確保に努める。

第4 指定避難所等となる場合の対応

学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担により、あらかじめ指定された職員が、避難者等の受入れをはじめとした指定避難所等の運営を支援するものとする。

受入れ場所の開設順序としては、[体育館⇒特別教室⇒普通教室]の順序で受入れを行う。

指定避難所等を開設した場合は、速やかに開設・受入れ等の状況を、市とともに教育委員会へ報告する。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者の生活再建等の支援

第2節 風評被害等の影響の軽減

第1節 被災者の生活再建等の支援

項目	担当班
第1 放射性物質による汚染の除去	土木1班・土木2班
第2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理	土木1班・土木2班
第3 各種制限措置の解除	本部班
第4 モニタリングの実施及び結果の公表	本部班
第5 災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等	本部班・福祉班・情報班
第6 被災中小企業等に対する支援	土木1班・土木2班
第7 心身の健康相談体制の整備	福祉班
第8 復旧・復興事業からの暴力団排除	関係各班

第1 放射性物資による汚染の除去

市は、原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、市民等の被ばく線量を低減するため、国、県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地及び森林等の対象の中から、人の健康保護の観点から地域を選別し優先的に実施する。なお、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等の生活環境については、優先的に除染する。

また、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する対策を行うに当たっては、国や原子力事業者とも連携の上、国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成23年12月 環境省）を参考に実施する。なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する対策については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

第2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

市は、国の主導のもと、国、県、その他市町村及び原子力事業者と連携して原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う。

1. 収集、運搬等

市は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、収集、運搬、一時的な保管等必要な協力を行う。放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先等の記録、周辺の市民の健康保護及び生活環境保全への配慮等に関し、必要な措置をとる。

2. 市民、事業者等に対する周知徹底

市は、市民、事業者等に対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限等の対象となった飲食物・農林水産物等の廃棄物や除染により発生した放射性物質の付着した土壌の取扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求める。

3. 搬送要請

市は、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請する。

第3 各種制限措置の解除

市は、緊急モニタリング等による調査、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第4 モニタリングの実施及び結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して、継続的にモニタリングを行いその結果を速やかに公表し、その後、平常時におけるモニタリング体制に移行する。

市は、県が実施するモニタリングに協力する。

第5 災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等

市は、原子力災害が発生した場合、市民等の原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1. 影響調査の実施

市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査する。

2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第6 被災中小企業等に対する支援

市は、国、県及びその他市町村と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。

また、被災中小企業及び被災農林水産業者等に対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第7 心身の健康相談体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合に、市民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、心身の健康に関する相談体制を整備するとともに、国、県等が、必要に応じて実施する、市民を対象とした長期間にわたる健康調査に協力する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等に十分配慮する。

第8 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察との連携により、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努める。

また、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 風評被害等の影響の軽減

原子力災害が発生した場合、国内外において、農林水産業、観光業等における情報伝達不足による混乱や、避難先でのいじめ問題等の人権侵害が生じる恐れがあることから、市は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品等の適正な流通促進、観光地の安全性アピール及び避難先でのいじめ等人権侵害の防止等に関する情報提供・広報活動を実施する。

県は、ホームページへの掲載やイベントの開催等を通じた広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産物や輸出物品等について、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施した場合にも、それらについての情報提供・広報活動を実施する。

那珂川市地域防災計画

原子力災害対策編

(平成27年4月改正)
(令和3年4月改正)
(令和4年4月改正)
(令和7年2月改正)

編集・発行 那珂川市防災会議

事務局 那珂川市市民生活部安全安心課危機管理担当

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
TEL 092-953-2211 FAX 092-953-3049